

後期高齢者医療に加入の皆さんへ

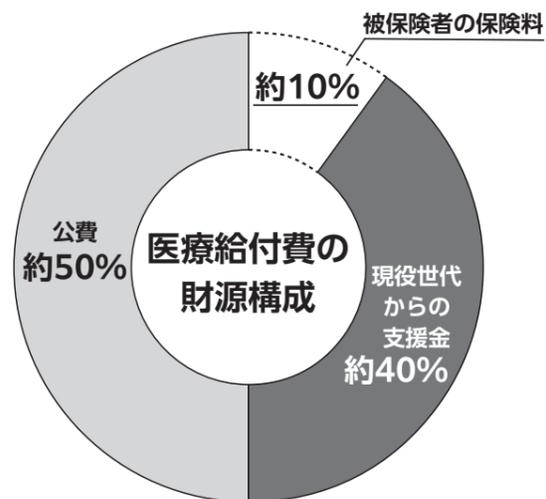
令和5年度から所得が低い人への保険料の軽減が変わります

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114



令和5年度は保険料の軽減の見直しが行われましたので、ご確認ください。

後期高齢者医療制度は、原則として公費（約5割）、現役世代の支援金（約4割）、被保険者の皆さんが納める保険料（約1割）で運営しています。後期高齢者医療に加入している人は、「医療給付を受ける権利」と同時に「保険料を納める義務」があります。保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源です。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



令和5年度の保険料の計算方法

$$\text{年額保険料 (上限66万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり) 54,000円} + \left(\frac{\text{所得割額}}{\text{総所得金額等} - 43\text{万円 (基礎控除額)}} \times \text{所得割率} 10.26\% \right)$$

保険料（年額）は、全員が納める定額部分の均等割と、年取に応じて納める部分の所得割を合計して、個人単位で計算します。

所得が低い人への均等割額の軽減（令和5年度から改正）

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯	7割	16,200円
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + {(10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1))} を超えない世帯	5割	27,000円
43万円 + (53万円5千円 × 世帯の被保険者数) + {(10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1))} を超えない世帯	2割	43,200円

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。

※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

「早ね 早おき 朝ごはん」クイズに挑戦

～子どもの健やかな成長には、規則正しい生活習慣が大切～

朝がイチバン！

- 人間の「生体リズム」は、脳が毎朝、太陽の光を視覚で認識することによって調整します。成長に欠かせないホルモンもこのリズムにそって分泌されます。
- 寝不足や不規則な睡眠リズムは、こうした物質の分泌に影響を与え、心身の健康を損なう恐れがあります。
- 脳のエネルギーの“ブドウ糖”を、朝食でよく噛んでしっかり補給し、脳とからだを目覚めさせよう。



Q1 私たちの体の中には、時計がある。ウソ？ホント？



Q2 朝ごはんを食べなくても、お昼ごはんをしっかり食べればよい。ウソ？ホント？



Q3 ねる前にはげしい運動をするとぐっすりねむれる。ウソ？ホント？



Q4 休みの日にたくさんねむれば、ふだんの日も寝る時間がみじかなくてもよい。ウソ？ホント？

- 早ね早おきにみんなでチャレンジ！
- A1. ホント：私たちの体の中には、一日周期でリズムを刻む体内時計があるんだ。
 - A2. ウソ：朝ご飯は、午前中のエネルギーのもと。食べないと元気に活動できないよ。
 - A3. ウソ：ねる前のはげしい運動はやめよう。ねる前はゆっくりすごそうね。
 - A4. ウソ：ねる時間はためられないよ。ふだんも休みの日も、しっかりねよう。
- 参考：「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ホームページ



子育てイベントカレンダーで最新情報をゲットしよう！



子育てカフェ（月1回、無料・要予約）

保健師などが対応します。気軽にお越しください！

日時 4月27日(木) 10:00～12:00

場所 まちづくり交流センター

※駐車場は役場もご利用ください。※状況により、中止する場合があります。

役場子育て支援課子育て支援係 ☎096(293)5981



学校での取り組みなどをご紹介します

●問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

「大津町奨学資金」貸付制度

経済的な理由で修学が困難な人を対象に「大津町奨学資金」貸付制度があります。

- 申請資格 以下の①～⑤の全てを満たす人
 - ①学校教育法で定める高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・高等専門学校・大学・専修学校（高等課程と専門課程）に在学し、勉学に意欲があること。
 - ②奨学生の保護者が大津町民であること。
 - ③学資の支弁が困難であること（所得制限有）。
 - ④日本学生支援機構などの法人から現に奨学資金に相当する学資の貸し付けを受けていないこと。
 - ⑤貸し付けた奨学資金の返還が確実だと認められること。
- 貸付期間 貸付を開始した月から、在学する学校を卒業するまでの期間。
- 貸付開始時期 申請受付後、選考委員会などを経て決定してから貸し付けが始まります。※今年度の所得証明書を提出した後になるため、例年7月ごろに貸し付けます。
- 返還期間 卒業後6カ月を経過した月から貸付期間の2倍の期間まで。

- 申請期限 4月28日(金) ※新型コロナウイルス感染症などやむを得ない事情がある場合は随時受け付けます。
- 申請方法 以下の書類を役場学校教育課へ提出してください。
 - ・奨学生申請書
 - ・奨学生推薦書（在学している学校長が記入）
 - ・世帯全員の住民票
 - ・世帯全員の所得証明書（課税台帳記載事項証明書）
 ※所得証明書は、6月以降に役場住民課で最新のものを取得し、提出してください。
- 貸付金額

区分	金額(月額)	
高等学校などに在学する人	国公立	15,000円
	私立	25,000円
専門課程などに在学する人	国公立	15,000円
	私立	25,000円
大学に在学する人	国公立	20,000円
	私立	30,000円

「大津町奨学資金」貸付制度でご不明なことがあれば、気軽にお問い合わせください。